

◆事業名 : 学習支援ボランティア事業 (ひとり親家庭のための学習支援ボランティア事業)

◆福岡県 (福祉労働部児童家庭課)

◆キーワード : 『地域の母子会』

◆事業ポイント

○地区の母子会や自治体、社協など周辺との協力関係を築いている。

○地区の母子会とボランティア講師が主体となって、事業に取り組んでいる。

◆事業の概要

項目	内容
①世帯数・面積	2,205,171 世帯 (H27 年 3 月 2 日現在)、4,971 km ²
②児童扶養手当受給者数	27,873 人 (H26 年 11 月末日現在) 福祉行政報告例
③開始時期	平成 25 年 4 月 1 日
④対象年齢	小学生、中学生
⑤事業対象の要件等	県内 (政令市、中核都市除く) のひとり親家庭の児童、所得制限なし
⑥実施体制	委託 (社会福祉法人福岡県母子寡婦福祉連合会)
⑦スタッフ	委託先の 3 人 (事務局長 1 人、コーディネーター 2 人)
⑧事業形態	教室及び派遣方式
⑨事業内容	概ね 1 : 3 での教室方式と参加者が少ない地域を中心とした派遣方式併用
⑩実施場所	教室 14 か所 (送迎は無し) 派遣 : 11 世帯 12 人
⑪実施頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・新宮町ボランティアセンター : 毎週金曜日 18 : 00~20 : 00 ・春日市社会福祉センター : 毎週水曜日 18 : 30~20 : 30 ・筑後市総合福祉センター : 毎週水曜日 19 : 00~21 : 00 ・飯塚市二瀬公民館 : 毎週土曜日 10 : 00~12 : 00 ・小郡市役所 : 毎週火曜日 18 : 00~20 : 00 ・岡垣町東部公民館 : 毎週木曜日 17:00~19:00 (小) 18 : 00~20 : 00 (中) ・福智町高齢者健康増進センター : 毎週火曜日 18 : 00~20 : 00 ・筑紫野市総合保健福祉センター : 毎週金曜日 18 : 00~20 : 00 ・大野城市総合保健福祉センター : 毎週木曜日 18 : 00~20 : 00 ・大牟田市市民活動等多目的交流施設 : 毎週金曜日 18 : 00~20 : 00 ・大牟田市吉野地区公民館 : 毎週土曜日 13:30~15:30 ・田川市伊田商店街フリースペース : 毎週金曜日 18 : 00~20 : 00 ・柳川市城内コミュニティ防災センター : 毎週水曜日 18 : 00~20 : 00 ・豊前市横武公民館 : 毎週木曜日 18 : 30~20 : 30
⑫ボランティア登録数	210 人 (学生 : 89 人、教員 OB : 38 人、社会人 : 75 人、その他 8 人)
⑬児童数	264 人 (小学生 : 125 人、中学生 : 139 人)
⑭事業費 (H26 年度)	9,717,000 円 人件費 (コーディネーター)、ボランティア交通費、ボランティア保険、会場管理費、旅費交通費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、業務委託費、手数料、賃借料、租税公課

◆事業経緯

福岡県における学習支援ボランティア事業は、平成 25 年度からの実施であり、国が平成 24 年度から予算化したのに伴って始めたものである。

5年に1度実施している「福岡県母子世帯等実態調査」において、「子どもの進学や学習の支援をしてほしい」という要望が多くあげられたことが事業実施の背景にある。

福岡県は、平成 25 年 4 月から委託先となる「福岡県母子寡婦福祉連合会」（以下母子連合会）とともに、参加者の募集やボランティアの募集を実施、8 月から各会場で学習ボランティア事業を開始している。

◆具体的な事業内容

[事業対象者]

当事業の対象者は、県内（政令市、中核市除く）のひとり親家庭の児童（主に小中学生）である。

[教室方式]

教室会場は、現在 14 か所となっている。

事業を開始した平成 25 年度当初の会場は 1 か所、その後月 1 か所のペースで会場を増やしていき、平成 25 年度末では 12 か所にまで増え、平成 26 年度に入っては新たに 2 か所増やしている。

すべての会場では、賃貸料は発生しておらず、一部の会場で電気代などの光熱費を負担しているのみである。

原則は居住地の市町の会場に通うが、子どもの通いやすさという視点で柔軟に対応している。

[教室風景]



出典：福岡県母子寡婦福祉連合会

[派遣方式]

11 世帯 12 人の家庭に対してボランティア講師を派遣している。

参加者やボランティア講師が少なく、教室を開講できない地域などを中心に派遣を行っている。

教室方式と比べ、講師と家庭とのマッチングが難しい。

[学習科目]

- ・小学生：全ての教科（特に制限していない）
 - ・中学生：全ての教科（特に制限していない）
- 未就学児童については、会場によって、兄弟等を受け入れている所もある。

高校生は原則対象としていない。

ボランティアは学生や社会人が多く、高度な理系科目を教えられる人の確保が困難なためである。

[送迎]

行っていない。

基本的には、徒歩か自転車、親の送迎である。

[利用料]

利用料は徴収しておらず、今後も徴収の予定はない。

[おやつ]

地区母子会によっては、お菓子などを準備しているところもある。（母子会によって様々であり、県も特に規定しているわけではなく、独自の判断で行っている）

また、地区の母子会の中には、子供たちでクリスマス会などを行っている所もある。

◆ボランティアの確保・養成

ボランティアの登録人数は210名、内訳は、学生89人、教員OB38人、社会人75人、その他8人となっている。

社会人は企業を定年退職した男性が多く、母子世帯の子供には、かえって人気があってよく懐くといった状況もみられる。また、派遣のメインは、学生である。

それぞれの会場では、授業が終わった後で、反省会などを行い、情報の共有化や教え方の勉強を行っている。

実稼働人員は、平成27年1月現在で160名であり、残りの50名は、希望地、希望日時、対象児童（小・中や学年）などのマッチングがうまくいかないで待機している人である。

[ボランティアの募集]

ボランティアの募集は、委託先が様々な方法で行っている。

- ・自治体の広報誌
- ・ホームページ（申込可）の掲載
- ・大学、退職教員団体、社会福祉協議会、ボランティア団体等への協力依頼
- ・自治体、社会福祉協議会などの窓口にチラシ設置
- ・首長、教育委員会への働きかけ
- ・大学の社会貢献学科の授業の一環として事業の紹介
- ・大学のボランティアサークルのリーダー等に事業の紹介を依頼
- ・退職教職員団体の集会、ボランティアサークルの会合等に出向き、事業の紹介を行いボランティアの募集を実施

効果的なのは、自治体の広報誌への掲載、直接大学に行つての協力要請と自治体のひとり親家庭担当課におけるチラシ配布である。

[ボランティアの条件、登録手順]

ボランティアの登録時には、申込書に記入してもらうが、特に条件は設けていない。ただし、実際に教室や家庭に派遣するときに、コーディネーターが面談し、適性を判断している。

登録の手順は、申込書送付（ホームページ、FAX等）→受理（母子連合会）→登録（母子連合会職員）となる。

[協力大学等]

筑紫女学園大学、北九州市立大学、九州大谷短期大学、九州共立大学、九州工業大学、九州産業大学、九州女子大学、九州女子短期大学、九州大学、九州工業大学院、国際医療福祉大学、佐賀大学、西南学院大学、西南女学院大学、中村学園大学、福岡教育大学、福岡県立大学、福岡女学院大学、福岡女子大学、福岡大学、福岡天神医療リハビリ専門学校、佛教大学、放送大学、山口大学大学院
学生、社会人ともサークルや団体からの申し込みは少なく、個人からの申し込みが多い。

また、大学に対する募集については、サークルへの呼びかけではなく、アルバイト募集と同じ部門へ掲示してもらっている。

◆参加者の募集

参加者の募集は福岡県と県母子寡婦福祉連合会が行っている。

具体的には、

- ・自治体の広報誌（随時）
 - ・ホームページ（申込可）
 - ・地区母子会や社会福祉協議会（随時）を通じた募集（社会福祉協議会は、母子会の活動が弱い地域において、主体的に運営を行ってもらっている）
 - ・首長に依頼し、首長がPTAに働きかけ参加増に繋がったケースもある（首長が同事業について積極的に支援してくれる場合もある）
- また、最近では、子どもからの口コミ効果が高い。

◆事業の実績

現状の参加者は、264人（小学生125人、中学生139人）で、小学生は5～6年といった高学年の割合が高く、中学生は各学年が平均的な人数となっている。

[学習参加状況]

参加者数は、各地区母子会等の働き掛けもあり、大きく増加している。

現在は、各会場週1回、決まった曜日と時間で開催しており、定員は特に決めてはいないが、会

場が満員となっている場合は、断らざるを得ないケースも出始めている。

そうした地域については、会場を2か所にするといったことを今後検討していく方針である。

1か月程度欠席した児童は、コーディネーターが家庭に連絡をとり実態の把握を行い対応している（日常の出欠は地区母子会が行っている）

◆事業立ち上げに関して

[委託先の選定]

委託先は、県の母子寡婦福祉連合会（社会福祉法人）であり、県内の各市郡母子会を傘下に置いている。

母子寡婦福祉連合会は、ひとり親家庭の置かれた状況を深く理解し、きめ細かな支援を行うことができ、県内全域を所管することのできる体制を有しているのが最大の特徴であり、特に、地区母子会は、非常に積極的に当事業に取り組んでいる。

県としては、県内全域でのひとり親への支援組織を持っているのは母子寡婦福祉連合会だけのため、今後も継続して委託していく方針である。

[教室等場所の確保]

教室等の確保に当たっては、社会福祉協議会及び自治体に会場使用をお願いしている。

特異な会場としては、商店街のフリースペースを無料で使用している（商店街が経営する駐車場使用についても無料券の交付を受けている）

塾開講時には、多数のボランティア講師に参加してもらうために、ボランティア講師と会場との日程調整に労力を費やした（曜日、時間を定めるため）

教室は基本的に地区母子会が管理しているが、教室がいっぱいの場合、隣接する自治体の教室へ通えるなど融通しあって運営しているのが特徴である。

また、参加者が増えて教室の定員がいっぱいになった場合、大きな教室への移転や2か所目の設置を現在検討している。

[庁内の調整]

事業予算が、平成25年度の600万円から平成26年度は900万円にアップした。着実に事業実績を上げていること、アンケート調査でも事業の継続や拡大を望む意見が多く寄せられていることなどから、予算面でも必要な経費の計上を行った。

[他施策との関連]

来年度から予定している「生活困窮者の学習支援」とどのように連携をとっていくのかを今後検討する必要が出てくる。

現状、ひとり親への支援ということでは、母子寡婦福祉連合会が最も適していると考えが「生活困窮者の学習支援」と対象が重複する部分があるため、今後、ひとり親以外の対象者と一緒に学習支援を行うことも考えられる。この場合、運営体制など様々な調整が必要になると予想している。

◆事業の効果

県では、参加児童及び保護者に対してアンケートを実施しているが、アンケートの結果等から、学力向上、学習習慣の定着、学習意欲の向上について一定の効果があったと考えている。

特に、回答のあった保護者全員から「参加させてよかった」との回答を受けている。

また、「親子の会話が増えた」と保護者からの声が多く寄せられるが、これは、児童がボランティアと接するなかで、多様な大人の存在があるということを感じ、親に対する見方に少し変化があったのではないかと分析している。

◆当事業への意見や考え方

以下、アンケート結果からの抜粋

[本人]

- ・塾に行くのが楽しみ。
- ・成績があがった。
- ・友達ができた。

[親]

- ・無料で塾に通えるのは大変ありがたい。
- ・自宅での学習習慣がついてきた。
- ・以前は今より勉強していなかったが、塾に通い出して学校の先生の言うことが解りだして少しやる気が出てきた。
- ・家で子どもとの会話が増えた。
- ・塾を楽しみにしている。算数も以前より点数が上がって、精神的にも強くなっている。この塾に感謝している。
- ・学校では成績優先であるが、この塾は成績重視だけではないのが良いと思う。
- ・たくさんのひとり親家庭が利用できればと思う。今後も続けてほしい。
- ・子どもが楽しんで通っており、大変ありがたい。

- 本人に目標ややる気が出てきて成績も向上し、先生方にはとても感謝している。

[委託先]

- ボランティア講師には、多様な人材を必要とする。
- 大学生には、この活動に参加したら単位などでの具体的な評価をしていただきたい。
- ボランティアと児童の配置比率の欄でも記載しているが、塾1か所に1～2名は別枠で配置してほしい（既に予算化済）

[ボランティア]

- 学校の教材だけでは、限界がある。子どもの学習能力を高めるためには、他の教材を用意している。印刷するトナーなどの費用負担が大きいので支給してほしい。
- 目的をもって来てくれたらと思う。
- 親から言われるとやる気が出るので家庭でもしつけてほしい。
- 時間中のいねむりがあるので、家での睡眠は早寝をこころがけてほしい。
- 子ども達とコミュニケーションがとれるようになって嬉しい。
- 学校での悩みがあるようなので話を聞いた。学習支援の時間が唯一、本音を話せる時間のようなのでしっかりケアしていきたい。
- こちらで用意したプリントをさせる中で、理解不十分な所を説明したりアドバイスした。理解が進んだと思える。
- 不登校の子どもが塾に来てくれるのは嬉しい。

[自治体]

- 平成23年度に実施した福岡県母子世帯等実態調査では、子どもについての悩みに「教育」「進学」を挙げている母子家庭、父子家庭が約40%あり、ひとり親家庭のニーズに答えている事業である。
- 平成25年度に実施したアンケートでは、回答のあった全ての保護者から「塾に参加してよかった」との評価があった。
- ひとり親家庭からのニーズが高くなっており、「貧困の連鎖」解消のために今後も事業の継続が求められていると考える。

◆現状の課題

ひとり親家庭の子どもの学力を向上させて将来の安定的な就業につなげ、「貧困の連鎖」の解消を目指すために事業を継続していく必要がある。

そのためにもボランティア講師を安定して確保していく必要があると考えている。

事業規模を拡大していくには、ボランティアの確保と予算の確保が必要である。特に、地区の母子会の積極的な活動が県内に広がっているため、ボランティアが十分確保できれば、参加したいというニーズに応えることができると考えている。

現状、ボランティアの数と参加者の数だけを見れば、今以上の教室で事業を行えるが、ボランティアと参加者が希望する地域が異なるためうまく調整ができないのが課題である。

特に、中心となる学生ボランティアは、移動手段が限られるため、遠方へ行けないことがネックになっている。

◆今後の目標

現在、教室を設置していない地域の児童に対して、家庭教師形式でボランティア講師を派遣しているが、これは希望者が2～3名では、教室開催が難しいためである。

また、地域によっては、既に教室が満員の所もあり、そうした教室は、広い教室に移転したり、新たに2カ所目の教室を設置したりするなどしていきたい。

◆実施要綱

福岡県ひとり親家庭のための学習支援ボランティア事業実施要綱

第1 目的

ひとり親家庭の児童は、精神面や経済面で不安定な状況におかれることにより学習や進学の意欲が低下したり、十分な教育が受けられず、児童等の将来に不利な影響を与えかねない。
このため、大学生等のボランティアを派遣して、ひとり親家庭の児童の学習を支援したり、児童から気軽に進学相談等を受けることで学力向上を図り、将来的な就職につなげることを目的とする。

第2 実施主体

この事業の実施主体は、福岡県とし、この事業を母子福祉団体等（以下「事業実施者」という。）に委託する。

第3 事業内容及び対象者

1 事業内容

ひとり親家庭の児童を対象に大学生等のボランティアを派遣して、児童の学習支援を行うとともに、児童の良き理解者として進学相談等に応じる。

2 対象者

福岡県内（政令市・中核市除く）のひとり親家庭の児童（主に小学生・中学生）

第4 実施方法等

事業実施者は、学習支援ボランティアによる学習支援を希望する者であって、学習支援の必要があると認めるときは、学習支援ボランティアを学習塾形式で行う地域の施設又はひとり親家庭へ派遣して学習支援を実施する。

1 コーディネーターの配置

本事業の実施にあたり、学習支援ボランティアの募集・選定、教材の作成、派遣調整等の管理を行うコーディネーターを配置する。

2 名簿の作成等

(1) 派遣を希望するひとり親家庭は、学習支援登録申請書（様式第1号）を事業実施者に提出する。

(2) 事業実施者は、提出された学習支援登録申請書により、派遣対象家庭名簿（様式第2号）を作成し、適正に管理すること。

3 学習支援ボランティアの募集及び登録等

学習支援ボランティアの募集及び登録については、以下の各号によること。

(1) 事業実施者は、ひとり親家庭の児童等の福祉の向上に理解と熱意を有する者であって、児童等に対して適切に学習支援ができる者（ひとり親家庭の児童が抱える特有の不安やストレスに配慮できる者が望ましい）を募集する。

(2) 学習支援を希望するボランティアは、学習支援ボランティア申込書（様式

第3号）を提出する。

(3) 事業実施者は、提出された学習支援ボランティア申込書により、学習支援ボランティア登録名簿（様式第4号）に登録する。

(4) 学習支援ボランティアの募集については、県内の大学生等の協力が得られるよう、関係機関等に働きかけること。

(5) 学習支援ボランティアに対し、必要に応じて、ひとり親家庭の児童に対する学習支援に係る研修を実施すること。

(6) 学習支援ボランティアは、ひとり親家庭の児童が抱える特有の不安やストレスにも配慮しつつ、児童等に対し懇切な学習支援に努めるとともに、児童等の良き理解者として進学相談等に応じること。

4 学習支援ボランティアの派遣等

学習支援ボランティアの派遣の実施方法は以下の各号によること。

(1) 事業実施者は、学習支援ボランティアの派遣の必要があると認めるときは、コーディネーターが学習支援ボランティアを選定し、学習支援ボランティア活動依頼書（様式第5号）により学習支援ボランティアに依頼するとともに申請者に対し、学習支援ボランティア派遣決定通知書（様式第6号）により通知する。

(2) 派遣する学習支援ボランティアは、ひとり親家庭への派遣の場合は1名とし、学習塾形式で行う場合は、3名程度とする。

(3) 派遣は、原則週1回とし、1回の派遣時間は、2時間以内とする。

(4) 学習支援ボランティアは、児童等に対する学習支援の概要その他必要な事項を記録し、学習支援ボランティア活動報告書（様式第7号）により事業実施者に報告すること。

5 学習支援の開催

(1) 学習塾形式で学習支援を実施する場合は、1か所の定員は10名程度とする。

この場合、学習支援ボランティア数は、参加する児童の学年や学習科目にあわせて、コーディネーターが調整する。

(2) 学習支援については、児童及び学習支援ボランティアの安全に配慮したコーディネートを行うこと。

(3) 学習塾形式で学習支援を実施する場合は、コーディネーター又は地域の市郡母子会の役員等が学習支援の現場指導（会場管理）等を行う。

(4) 児童等が学習塾形式で実施する地域の施設等に通う交通費は、自己負担とし、事業実施者及び学習支援ボランティアは、送迎を行わない。

(5) 児童等が学習塾形式で実施する地域の施設等への通学の安全確保については、学習支援を受ける家庭が責任を負うものとする。

6 学習支援ボランティアの手当等

(1) 学習支援ボランティアによる学習支援は、無償とする。ただし、交通費等の旅費の支給は行う。

(2) 事業実施者は、学習支援ボランティアを被保険者としたボランティア活動保険に加入すること。

(3) 学習塾形式で学習支援を実施する場合は現場指導等を行う地域の市郡母

子会役員等に対しては、時間に応じた報償費を支払うことができる。

7 その他

(1) 事業実施者、コーディネーター及び学習支援ボランティアの責務
当該事業を行うにあたって、学習支援を受ける家庭や児童等に関し知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

(2) 関係機関との協力・連携

事業実施者は、この事業を行うにあたって、大学、短期大学、母子福祉団体等と協力・連携を図ること。

第5 事務処理等

1 委託契約

事業実施者は、当該委託事業の受託にあたっては、次に掲げる書類を知事に提出し、契約を締結するものとする。

- (1) 委託事業計画
- (2) 歳入歳出予算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 対象経費

この委託事業の対象となる経費は、給料、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費・食料費・印刷製本費）、役務費（通信運搬費・保険料）、使用料及び賃借料）とする。

3 実績報告

事業実施者は、当該委託事業が完了したときは、事業実績報告書に歳入歳出決算書を添えて1ヶ月以内に知事に提出しなければならない。

第6 その他

その他、この委託事業の実施について、必要な事項については、知事は、事業実施者と協議して別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の委託事業分から適用する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の委託事業分から適用する。

附則

この要綱は、平成26年11月25日から施行し、平成26年度の委託事業分から適用する。

出典：福岡県

◆参加者募集（チラシ）

ひとり親家庭の学習支援

児童募集

学習支援の内容

◆内 容：学校授業の補習などの
学習、進学相談など

◆対 象：小学生～中学生

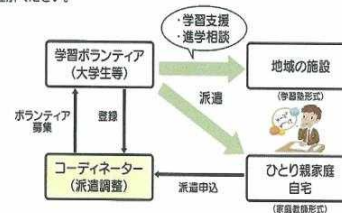
◆学習場所：学習支援を希望する家庭 又は 地域の施設

◆時間等：週1回、2時間程度

◆料 金：無料

◆実施地域：政令市・中核市を除く県内全域
(福岡市・北九州市)(久留米市)

※地域の施設を希望する場合は、地域に数名の参加児童がいる場合になりますので、ご理解ください。



●実施主体：福岡県

●申 込 先：社会福祉法人 福岡県母子寡婦福祉連合会

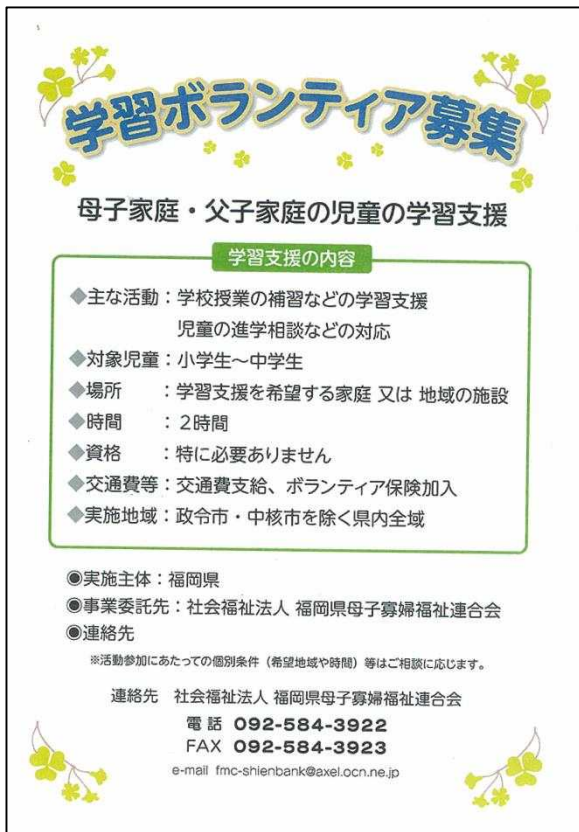
電話 092-584-3922

FAX 092-584-3923

e-mail fmc-shienbank@axel.ocn.ne.jp

出典：福岡県母子寡婦福祉連合会

◆ボランティア募集 (チラシ)



学習ボランティア募集

母子家庭・父子家庭の児童の学習支援

学習支援の内容

- ◆主な活動：学校授業の補習などの学習支援
児童の進学相談などの対応
- ◆対象児童：小学生～中学生
- ◆場所：学習支援を希望する家庭 又は 地域の施設
- ◆時間：2時間
- ◆資格：特に必要ありません
- ◆交通費等：交通費支給、ボランティア保険加入
- ◆実施地域：政令市・中核市を除く県内全域

●実施主体：福岡県
●事業委託先：社会福祉法人 福岡県母子寡婦福祉連合会
●連絡先

※活動参加にあたっての個別条件（希望地域や時間）等をご相談に応じます。

連絡先 社会福祉法人 福岡県母子寡婦福祉連合会
電話 092-584-3922
FAX 092-584-3923
e-mail fmc-shienbank@axel.ocn.ne.jp

出典：福岡県母子寡婦福祉連合会

◆学習支援ボランティア申込書

様式第3号 学習支援ボランティア申込書

平成 年 月 日

ふりがな			
氏名	◎		
住所	〒 -		
性別	男・女	年齢	
学生	学校名		
	学年	年生	
教員 一般	最終勤務 学校名		
	勤務先		

わたくしがボランティアとして希望する学習支援内容等は下記のとおりです。

■希望する学習支援内訳	
希望する対象児童	<input type="checkbox"/> (中学生) 学年 <input type="checkbox"/> (小学生) 学年
希望する教科	
希望する地域	()市・郡
希望する形式	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭自宅 (家庭教師形式) <input type="checkbox"/> 地域の施設 (学習塾形式)
希望する日	月 日 ~ 月 日 までの 毎週 曜日 ・特になし
交通手段	(<input type="checkbox"/> 公共交通機関・ <input type="checkbox"/> 自動車・ <input type="checkbox"/> バイク・ <input type="checkbox"/> 自転車・ <input type="checkbox"/> 徒歩・ <input type="checkbox"/> その他)
出発地	(居住地、学校名等)
連絡先	<input type="checkbox"/> (電話) <input type="checkbox"/> (FAX) <input type="checkbox"/> (携帯) <input type="checkbox"/> (E-mail)
備考	

※出発地欄：学校等から直接対象者を訪問する場合は、学校名を記入します。

出典：福岡県母子寡婦福祉連合会

◆学習支援登録申請書

様式第1号 学習支援登録申請書

平成 年 月 日

ふりがな			
氏名	◎		
住所	〒 -		
連絡先	<input type="checkbox"/> (電話) <input type="checkbox"/> (FAX) <input type="checkbox"/> (携帯) <input type="checkbox"/> (E-mail)		
ふりがな	児童名	性別	男・女
氏名			
学校名	学年	年生	
希望する学習教科			
希望する学習支援方法	<input type="checkbox"/> 自宅への派遣 <input type="checkbox"/> 地域の施設など		
希望日時	月・火・水・木・金・土・日・特になし		
※希望の曜日は一つに○印を記載してください	時 分	～	時 分 ・ 時間不問
家族構成 (申請者・対象児童以外の同居者)			
氏名	続柄	年齢	職業等
留意事項			

(注意事項)
・学習支援方法で、「地域の施設など」を希望された方は、地域で複数名の希望がない等により実施できない場合があります。
・郵送又はFAXでの送付も受付ます。
◇ 816-0804 福岡県春日市居前3丁目1番7号クローバープラザ6階 福岡県母子寡婦福祉連合会
◇ FAX:092-584-3923

整理番号

出典：福岡県母子寡婦福祉連合会

◆学習ボランティア活動報告書

様式第7号 学習支援ボランティア活動報告書

平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分

ボランティア氏名			
児童氏名	1		学年
	2		学年
	3		学年
	4		学年
	5		学年
報告事項	・支援内容 ・相談内容 ・次回注意すべき点 など		
備考			

出典：福岡県母子寡婦福祉連合会